

板橋区立中学校生徒の部活動対外行事参加経費の支給に関する要綱

(昭和57年2月17日板教学発第67号教育長決裁)

(目 的)

第1条 この要綱は、板橋区立中学校生徒が部活動の対外行事（以下「大会」という。）に参加する場合、その参加経費を支給することについて、必要な事項を定めることにより、部活動の振興を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大 会

- ア 東京都中学校体育連盟等が主催、共催又は後援する大会
- イ 東京都教育委員会が主催、共催又は後援する大会
- ウ 関東・全国中学校体育連盟等が主催する関東大会及び全国大会
- エ 以上のいずれかの大会に準ずるものとして、板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた大会

(2) 生 徒

大会の開催要項で定める範囲内の選手

(経費の支給)

第3条 大会への参加経費は、前条第1号に定める大会に参加する生徒に対して支給し且つ予算の範囲内とする。

ただし、次の各号に定めるところに該当する場合は、その金額を控除した額とする。

- (1) 大会主催者、国又は都等から参加経費が支給される場合
- (2) 参加経費に充当できる割引券、ポイント等を使用する場合

2 支給する経費は、交通費、宿泊費、運搬費、参加費とする。

(交通費)

第4条 交通費は、関東大会、全国大会（東京都大会を除く）において、最も経済的かつ合理的な経路及び方法による大会開催会場までの往復料金とする。

ただし、特別な理由のある場合で教育委員会が認めたときは、この限りではない。

2 鉄道を利用する場合は、次の各号に定めるところにより、旅客運賃、急行料金及び座席指定料金を支給する。

- (1) 乗車に要する旅客運賃。ただし、学生割引等の割引料金を適用できる場合は、当該割引料金。
- (2) 急行料金を徴する線路を利用する場合で、私鉄以外の特別急行列車においては片道100km以上、私鉄の特別急行列車においては50km以上のもの又は、普通急行列車の片道50km以上のものは、旅客運賃のほかその乗車に要する特別急行料金又は普通急行料金。
- (3) 片道100km以上の普通急行列車で座席指定料金を徴する線路を利用する場合で教育委員会が必要と認めたときは、前2号に規定する旅客運賃及び急行料金のほか座席指定料金。

3 船を利用する場合は、船賃を支給する。ただし、3等級を区分する船にあつては中級（中級最上位がある場合は直近下位）又は下級、2等級を区分する船にあつては下級の船賃とする。

4 航空機を利用する場合は、次の各号に定めるところにより、航空賃を支給する。ただし、同一路線かつ同一時間帯で航空会社、座席クラスにより航空賃が異なる場合は、もっとも経済的な航空賃を支給する。

- (1) 鉄道を利用した場合と比較して安価であること
- (2) 航空機を利用することにより、旅行日数が短縮されること
- (3) 大会の開催時間等、決められた時刻に目的地へ到着するため利用せざるを得ないこと
- (4) 航空機を利用しなければ移動が困難であること

(宿泊料)

第5条 宿泊料は、関東大会、全国大会（東京都大会を除く）において、大会開催要項に定める料金を上限とする。ただし、大会要項に定めのない場合は、別表1の区分を上限とする。

2 宿泊料を支給する地域は、別表2に定める地域を除く地域で、教育委員会が必要と認めた場合とする。

3 宿泊料は、大会開催期間の滞在日数に応じて支給する。ただし、大会開催時間又は終了時間の関係で生徒の健康管理上、教育委員会が必要と認めたときは、大会の前後の日についても宿泊料を支給する。

(運搬費)

第6条 大会参加に際し大型器具を運搬する必要がある場合は、運搬費を支給する。

(運搬費と交通費の関係)

第7条 関東大会、全国大会において、大型器具の運搬コバスを雇い上げ生徒を同乗させる場合には、生徒の交通費は支給しない。

(参加費)

第8条 参加費については、第2条第1号に定める大会について支給する。

(関東・全国大会参加経費支給の手続)

第9条 大会に参加する場合は、その大会に参加する生徒が在学する中学校の校長（以下「校長」という。）が大会開催日の14日前までに板橋区立中学校の部活動対外行事参加経費交付申請書（以下「交付申請書」という。）を教育委員会に提出する。

2 教育委員会は、前項の規定に基づく交付申請書が提出されたときは、すみやかに大会参加経費の支給の適否について審査する。

3 教育総務課長は、教育委員会が前項の規定に基づく審査の結果、大会参加経費の支給が適当と認めたときは、板橋区会計事務規則（昭和39年板橋区規則第3号）第82条第9号の規定に基づく、経費の前渡を受け校長に交付する。

(経費の清算)

第10条 校長は、大会終了後3日以内に清算残金に証拠書類を添え、教育委員会に提出する。

(完了報告)

第11条 校長は、大会終了後、すみやかに板橋区立中学校生徒の部活動対外行事参加結果報告書を教育委員会に提出する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、その都度教育長が定める。

付 則

この要綱は、昭和57年4月1日から実施する。ただし、第3条第2項に規定する宿泊料については、昭和58年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成7年5月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(別 表 1) 宿泊料支給対象地域区分及び上限額

区分	旅行先地域		上限額
甲地方	神奈川県	相模原市	11,000円
	愛知県	名古屋市	
	京都府	京都市	
	茨城県	取手市	
	大阪府	大阪市、堺市	
	兵庫県	神戸市	
	福岡県	福岡市	
	広島県	広島市	
乙地方	甲地方以外の地域		10,000円

(別 表 2) 宿泊料支給対象外地域一覧表

東京都	特別区の区域の全地域 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 西東京市 瑞穂町 日の出町
神奈川県	横浜市 川崎市 大和市 座間市
千葉県	千葉市 市川市 船橋市 習志野市 松戸市 野田市 柏市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 浦安市 白井市
茨城県	取手市
埼玉県	川越市 川口市 さいたま市 所沢市 飯能市 東松山市 春日部市 狭山市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 鶴ヶ島市 日高市 吉川市 ふじみ野市 白岡市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 川島町 宮代町 杉戸町 松伏町